

井原市立井原市民病院訪問看護センターまいづる運営規程

(事業の目的)

第1条 井原市立井原市民病院訪問看護センターまいづる（以下「センター」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が事業の必要を認めた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 井原市立井原市民病院訪問看護センターまいづる
- (2) 所在地 岡山県井原市井原町1186番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
センター長	看護師1名（常勤職員、看護師と兼務）	センターの看護師等の管理及び事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元化に行う。
看護師	看護師3名（常勤職員、看護師と兼務）	訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。
事務職員	1名（常勤職員、兼務）	必要な事務を行う。

(運営日及び運営時間)

第5条 センターの運営日及び運営時間は、次のとおりとする。

- (1) 運営日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 運営時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、電話等により、24時間常時連絡、必要に応じた緊急時訪問が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察

- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、井原市の区域とする。
(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項の規定により、しかるべき処置をした場合は、速やかにセンター長及び主治医に報告しなければならない。
(苦情処理)

第10条 センター長は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
(事故発生時の対応)

第11条 センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、関係市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 センターは、サービスの提供に伴って、センターの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 センターは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理等)

第12条 管理者は、事業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 感染症の発生・まん延防止のための措置を講ずるものとする。
 - (1) 指針の整備
 - (2) 感染防止対策委員会の開催
 - (3) 研修及び訓練の実施

(虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の措置)

第12条 井原市は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の処置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) すべての従業者に対し利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に関わる研修を定期的に実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果について従業者への周知

2 井原市は、虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに関係機関へ通報するとともにその調査に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 センターは、利用者及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び井原市個人情報保護条例（平成13年井原市条例第6号）を遵守し適切な取扱いに努める。

2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(留意事項)

第14条 センターは、看護師等の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、看護師等との雇用契約の内容とする。

(その他)

第15条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、令和6年6月1日から施行する。

付 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。